

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：保険業法等の一部を改正する法律

規制の名称：保険募集の基本的ルールの創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：2021年5月31日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、保険募集の基本的ルールとして、

- ① 顧客による商品内容等の正しい理解を確保するため、保険募集の際に、保険契約を締結し保険の引受けを行う主体（保険会社等又は外国保険会社等及びこれらの役員）又は保険募集を行う主体（保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人）（以下「保険会社等及び保険募集人等」）に対し保険契約の内容その他参考となるべき情報の提供を求めること、
- ② 顧客が自らのニーズに合った保険に加入できる環境を確保するため、保険契約の締結にあたり、保険会社等及び保険募集人等に対し、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求めること、

が必要であった。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段発生しておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していた以下のベースラインについては変化ない。

- ① 法令上、保険募集の際に、保険会社等及び保険募集人等に対し、保険契約の内容その他参考となるべき情報の提供を求めない場合には、顧客が商品内容等を正しく理解するための環境を確保できないおそれがある。
- ② 法令上、保険契約の締結にあたり、保険会社等及び保険募集人等に対し、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求めない場合には、顧客が自らのニーズに合った保険に加入できる環境を確保できないおそれがある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、保険募集の基本的ルールとして、①保険募集の際に、保険会社等及び保険募集人等に対し保険契約の内容その他参考となるべき情報の提供を求めること、また、②顧客が自らのニーズに合った保険に加入できる環境を確保するため、保険契約の締結にあたり、保険会社等及び保険募集人等に対し、顧客ニーズの把握及び当該ニーズに合った保険プランの提案等を求めることが必要であった。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段発生しておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していないことから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

(なお、生命保険会社から乗合代理店に支払う手数料について、比較推奨を歪めかねないインセンティブ報酬を支払っている事例等も依然として認められており、引き続き改善を促していく。)

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、保険会社等及び保険募集人等において、保険契約者等に必要な情報提供及び顧客の意向把握等を行うために必要な資料の作成等事務負担・費用負担が発生するとしていた。

保険会社等及び保険募集人等においては、本規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般

について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、保険会社等及び保険募集人等における規制の遵守費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、行政庁（国）において、保険会社等及び保険募集人等が、保険契約者等に必要な情報提供及び顧客の意向把握等を実施しているか等について、確認・検証するための費用が発生するとしていた。

行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、上記の規制のみならず、他の規制も含めて保険会社等の規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制についての行政費用のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、保険会社等及び保険募集人等に情報提供義務、意向把握義務を課すことによって、保険契約者等ないし顧客に対し、保険契約の内容について明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保されたとしていた。

規制の導入後、当庁に寄せられた保険商品等の「個別取引・契約における顧客説明に関する相談等」の受付件数は増加している状況にない（2014年：730件、2020年：427件。暦年ベース）。

こうした相談件数等の状況を踏まえると、当該規制は、保険契約者等ないし顧客において、保険契約の内容についての理解が進み、自身の意向に沿った保険契約の選択に資するものとなっていると考えられる。

したがって、当該規制に一定の効果があったと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本件規制の導入により、保険契約者等ないし顧客に対し、保険契約の内容について明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保されること等の便益が発現しているものと考えられ、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、その効果を定量的に把握したり、便益の金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

全般として、副次的な影響及び波及的な影響は認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

事前評価時に想定していた遵守費用や行政費用については、過大な追加費用が発生している状況は認められない。一方で、当該規制の導入による効果（便益）については、当該規制を講じることにより、保険契約者等に対し、保険契約の内容に応じて明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保される等の便益が発生しているものと考えられる。したがって、現時点では、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。